

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【会社名】	近畿車輛株式会社
【英訳名】	THE KINKI SHARYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡 根 修 司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東大阪市稲田上町2丁目2番46号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長岡根修司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、基準日において、持分法適用関連会社はありません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の連結売上高の2/3を上回る当社及び連結子会社1社の2事業拠点を「重要な事業拠点」に選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社は、前事業年度に当社米国連結子会社であるKINKISHARYO International,L.L.C.(以下、「KILLC」)において、会計監査人の期末財務諸表監査の過程で、ロサンゼルス郡都市交通局向けLRV案件(以下、「LA案件」)の材料の仕入計上誤りが判明したことから、LA案件における会計帳簿上の棚卸資産残高と実地棚卸等に基づく実際の棚卸明細残高の整合性を確認した結果、内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものと判断し、内部統制報告書(平成29年3月期)を平成29年7月27日に提出しております。

当社は本件を厳粛に受け止め、KILLCにおいて、以下の再発防止策を策定し、内部統制の整備・運用状況の改善を図りました。

(1) 決算・財務報告プロセス

人材の質的強化による決算整理仕訳の適切性について、相互チェック・承認が機能する経理財務体制の構築

(2) 材料仕入に係る業務プロセス

材料仕入の二重計上や未着品の計上漏れを検出できる内部統制の構築

(3) 棚卸資産に係る業務プロセス

LA案件

- ・棚卸資産について、入在庫管理、実地棚卸の内部統制の構築による管理精度の改善
- ・期末における会計帳簿上の棚卸資産残高と実地棚卸等に基づく実際の棚卸明細残高の整合性を検証する内部統制の構築

ニュージャージー案件

- ・棚卸資産を、仕入時と現物管理面において、明確に区分する内部統制の構築
- ・棚卸資産について、四半期毎に、根拠証憑から、会計帳簿上の残高を確定する内部統制の構築

その結果、当事業年度末時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。